

## 昭和 61 年度までに管理栄養士養成施設に入学した方へ

昭和 61 年度までに管理栄養士養成施設に入学した場合は、管理栄養士国家試験合格証書のかわりに「管理栄養士養成施設の卒業証明書」及び「管理栄養士養成課程単位履修証明書」をご提出いただくことで、管理栄養士免許の申請をすることが可能です。

上記証明書類に記載のある氏名又は本籍地都道府県に変更が生じている場合には、住民票の写しでは申請できませんので、「従前戸籍」の記載のある戸籍抄(謄)本をご準備ください。

「従前戸籍」に記載されている氏名及び本籍地都道府県が、証明書類に記載のものと異なる場合には、現在の氏名及び本籍地都道府県から、証明書類に記載のある氏名及び本籍地都道府県に至る全ての戸籍抄(謄)本が必要となります。

なお、管理栄養士免許の登録を既に行っている場合は、管理栄養士免許の新規申請ではなく再交付申請が必要となります。登録の有無を確認したい場合は、事前に下記までご連絡ください。

(問い合わせ先)

東京都保健医療局保健政策部健康推進課保健栄養担当

電話 03(5320)4357